

◎県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、岩手選挙区を廃止し、滝沢選挙区を設けることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。（附則関係）